

R7.4～ 自主点検表【介護予防訪問介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
【基本事項】 基本方針	1 介護予防訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	
【人員】 人員に関する基準	1 介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う者(以下「介護予防訪問介護相当サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「介護予防訪問介護相当サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)の員数は、常勤換算方法(当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。次項において同じ。)で、2.5以上とする。	
	2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。	
	3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	
	4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年厚生労働省告示第118号)に規定する者であって、専ら介護予防訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防訪問介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける		備考
		5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している介護予防訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。	
		6 介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
【人員】 管理者	☐	1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	
【設備】 設備に関する 基準	☐	1 介護予防訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、介護予防訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	
		2 介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
【運営】 内容及び手続きの 説明及び同意	☐	1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
	2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第60条において同じ。))に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	
☐	3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。	
	4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	
☐	5 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第2項各号に規定する方法のうち介護予防訪問介護相当サービス事業者が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式	

R7.4～ 自主点検表【介護予防訪問介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
	☐ 6 前項の規定による承諾を得た介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	
【運営】 提供拒否の禁止	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく介護予防訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。	
	☐ 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。)の実施者(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	
【運営】 受給資格等の確認	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間(省令第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者にあつては、被保険者資格及び同号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無)を確かめるものとする。	
	☐ 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。	
【運営】 要支援認定の申請に係る援助	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者(省令第140条の62の4第2号に規定する者を除く。)については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	
	☐ 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防訪問介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
【運営】 心身の状況等の把握	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。))第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	
【運営】 介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	
	☐ 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	
【運営】 第1号事業支給費の支給を受けるための援助	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は第1号介護予防支援事業による支援により作成される計画の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費(以下「第1号事業支給費」という。)の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。	
【運営】 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画(省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画(第1号介護予防支援事業による支援により作成される計画を含む。))を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。	
【運営】 介護予防サービス計画の変更の援助	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。	
【運営】 身分を証する書類の携行	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	
【運営】 サービスの提供の記録	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、当該介護予防訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該介護予防訪問介護相当サービスについて支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防訪問介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
	2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	
【運営】 利用料等の受領	1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防訪問介護相当サービスに係る介護予防訪問介護相当サービス費用基準額(省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(当該額が現に当該介護予防訪問介護相当サービスに要した費用の額を超えるときは、当該介護予防訪問介護相当サービスに要した費用の額とする。)をいう。以下この条において同じ。)から当該介護予防訪問介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	
	2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない介護予防訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防訪問介護相当サービスに係る介護予防訪問介護相当サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	
	3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において介護予防訪問介護相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。	
	4 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	
	5 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付しなければならない。	
	6 前項の領収証には、介護予防訪問介護相当サービスに係る介護予防訪問介護相当サービス費用基準額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。	
【運営】 第1号事業支給費の請求のための証明書の交付	1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した介護予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	
【運営】 同居家族に対するサービス提供の禁止	1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスに相当するサービスの提供をさせてはならない。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防訪問介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
【運営】 利用者に関する市への通知	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 (1) 正当な理由なしに介護予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け又は受けようとしたとき。	
【運営】 緊急時等の対応	☐ 1 訪問介護員等は、現に介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	
【運営】 管理者及びサービス提供責任者の責務	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。	
	☐ 2 介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	
	☐ 3 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。 (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 (2)の2 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。 (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。 (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。 (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。 (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防訪問介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
【運営】 運営規程	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項	
【運営】 介護等の総合的な提供	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。	
【運営】 勤務体制の確保等	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供できるよう、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。	
	☐ 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。	
	☐ 3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	
	☐ 4 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、適切な介護予防訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
【運営】 業務継続計画の策定等	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
	☐ 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	
	☐ 3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防訪問介護相当サービス】

規定事項	↓ 基準を満たしていれば、√をつける	内容（舞鶴市要綱等より）	備考
【運営】 衛生管理等	☐	1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	
	☐	2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。	
	☐	3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2) 当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	
【運営】 掲示	☐	1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。	
		2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該介護予防訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	
	☐	3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	
【運営】 秘密保持等	☐	1 介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	
	☐	2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	
	☐	3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	
【運営】 広告	☐	1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防訪問介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける		備考
【運営】 介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止	☐	1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	
【運営】 苦情処理	☐	1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	
	☐	2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	
	☐	3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービスに関し、法第115条の45の7の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	
	☐	4 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。	
【運営】 不当な働きかけの禁止	☐	1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等(指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項の介護支援専門員をいう。)又は居宅要支援被保険者等(省令第140条の62の4第1号又は第2号に該当する者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。	
【運営】 地域との連携等	☐	1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	
	☐	2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して介護予防訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても介護予防訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。	
【運営】 事故発生時の対応	☐	1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	
	☐	2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防訪問介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
	☐ 3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	
【運営】 虐待の防止	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2) 当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
【運営】 会計の区分	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	
【運営】 記録の整備	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。	
	☐ 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 介護予防訪問介護相当サービスに関する計画 (2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第41条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第24条の規定による市への通知に係る記録 (5) 第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
【運営】 介護予防訪問 介護相当サービスの 基本取扱方針	☐ 1 介護予防訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。	
	☐ 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する介護予防訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	
	☐ 3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防訪問介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
	☐ 4 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。	
	☐ 5 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。	
【運営】 介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針	☐ 1 訪問介護員等の行う介護予防訪問介護相当サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。 (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護相当サービスに関する計画を作成するものとする。 (3) 介護予防訪問介護相当サービスに関する計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービスに関する計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービスに関する計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護相当サービスに関する計画を利用者に交付しなければならない。 (6) 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防訪問介護相当サービスに関する計画に基づき利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。 (7) 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 (8) 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。 (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (10) 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防訪問介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける		備考
		(11) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービスに関する計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護相当サービスに関する計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防訪問介護相当サービスに関する計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護相当サービスに関する計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。 (12) サービス提供責任者はモニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。 (13) サービス提供責任者はモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護相当サービスに関する計画の変更を行うものとする。 (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護相当サービスに関する計画の変更について準用する。	
【運営】 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点	☐	1 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。 (1) 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、第1号介護予防支援事業又は介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、介護予防訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。 (2) 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。	
【報酬】 訪問型サービス費		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき) (1) 1週に1回程度の場合 1,176単位 (2) 1週に2回程度の場合 2,349単位 (3) 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位	舞鶴市ではイのみ算定可能
		ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき) —— (1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位 —— (2) 生活援助が中心である場合 —— (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位 —— (二) 所要時間45分以上の場合 220単位 —— (3) 短時間の身体介護が中心である場合 163単位	

R7.4～ 自主点検表【介護予防訪問介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
	☐ 1 利用者に対して、指定相当訪問型サービス事業所(指定相当訪問型サービス等基準第4条第1項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、指定相当訪問型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画(指定相当訪問型サービス等基準第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。	
	2 ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。	舞鶴市ではイのみ算定可能
	3 ロ(2)については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画(指定相当訪問型サービス等基準第40条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。)に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。	舞鶴市ではイのみ算定可能
	4 ロ(3)については、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。	舞鶴市ではイのみ算定可能
	5 イ並びにロ(1)及び(3)については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。	
高齢者虐待防止措置未実施減算	☐ 6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
業務継続計画未策定減算	☐ 7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防訪問介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける	備考
同一建物減算	☐ 8 指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、イについては1月につき、 イについては1回につき 、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、イについては1月につき、 イについては1回につき 、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。 ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定相当訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、イについては1月につき、 イについては1回につき 、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。	舞鶴市ではイのみ算定可能
特別地域加算	☐ 9 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に対し、厚生労働省老健局長(以下「老健局長」という。)が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定相当訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
中山間地域における小規模事業所加算	☐ 10 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下であって、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	☐ 11 指定相当訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防訪問介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける		備考
		12 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は、算定しない。	
		13 イについて、利用者が一の指定相当訪問型サービス事業所において指定相当訪問型サービスを受けている間は、当該指定相当訪問型サービス事業所以外の指定相当訪問型サービス事業所が指定相当訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。	
初回加算	☐	ハ 初回加算 200単位 指定相当訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者(指定相当訪問型サービス等基準第4条第2項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った場合又は当該指定相当訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。	
生活機能向上連携加算		ニ 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位	
	☐	1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「指定介護予防サービス基準」という。)第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく指定相当訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定相当訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。	

R7.4～ 自主点検表【介護予防訪問介護相当サービス】

規定事項	内容（舞鶴市要綱等より） ↓ 基準を満たしていれば、√をつける		備考
	☐	2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく指定相当訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定相当訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。 ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。	
口腔連携強化加算	☐	ホ 口腔連携強化加算 50単位 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条第1項に規定する担当職員をいう。)、介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。)又は第一号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。)に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。	
介護職員等処遇改善加算	☐	ヘ 介護職員等処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数	